

懲戒免職処分取消請求控訴事件の最高裁への 上告受理申し立ての結果について

1 最高裁判所の決定

東京高等裁判所が平成25年4月11日に言い渡した判決に対して、横浜市が上告の受理の申し立てを行ったところ、最高裁判例と相反する判断その他の法令解釈に重要事項が含まれる事件（民訴法第318条第1項）に該当しないと判断され、上告が認められなかったものです。

2 東京高裁判決の概要

平成25年4月11日 東京高等裁判所判決

- ・横浜市敗訴 横浜市が控訴人に対して行った懲戒免職処分(H19.11.29)を取り消す

教育公務員の痴漢行為が横浜市の教職員全体に対する信頼を損なうとともに社会に与える影響は大きいですが、本件は痴漢行為としても比較的軽微なものにとどまるというべきである。また、本件刑事事件以外に前科前歴がないこと等に照らせば、教育委員会が本件非違行為に対する処分として懲戒免職処分を選択したことは重きに失し、その内容は社会通念上著しく妥当性を欠く。

〔参考 平成24年8月30日 横浜地方裁判所判決〕
・横浜市勝訴 原告の請求を棄却する

3 原告

河野 優司（元 戸塚高等学校定時制教諭 60歳）

4 事件の概要

- ・平成18年1月15日午前10時40分頃

当時、戸塚高校定時制教諭であった河野優司（53歳 事件当時）は、横浜駅西口「高島屋」地下1階食料品売り場において女性2人の下半身を触った容疑により、同日、戸部警察署で通常逮捕された。

- ・平成18年2月3日

容疑否認のまま「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(神奈川県条例)」違反により横浜地方検察庁から起訴

- ・平成18年2月15日

起訴休職発令（休職期間：平成18年2月15日～平成19年11月12日）

- ・平成18年10月12日

横浜地方裁判所において、懲役4ヶ月執行猶予2年の判決（高裁へ控訴）

- ・平成19年4月23日

東京高等裁判所において、罰金40万円の判決（最高裁へ上告）

- ・平成19年11月6日

上告棄却

- ・平成19年11月13日

罰金40万円の刑確定

- ・平成19年11月29日

懲戒免職処分

- ・平成20年1月4日

人事委員会に審査請求書を提出

- ・平成22年3月25日

人事委員会から審査請求棄却の裁決

- ・平成22年9月24日

訴訟提起

- ・平成24年8月30日

第1審判決言渡

- ・平成25年4月25日

上告受理の申し立て

5 今後の対応

元教員は既に定年により退職する年齢に達しており、法的にどのような対応が適切か検討してまいります。